

三陸の海を放射能から守る

岩手の会 (略称) 三陸の海・岩手の会

郵便振替 02240-5-102650

ホームページ 《再処理 / 岩手の環境》

<http://sanriku.my.coocan.jp/>

《本紙の全バックナンバー掲載》



《天恵の海》

2020 (令和 2年)

8月 18日

第 209号

編集事務局 S.Oshida

TEL・FAX 019-623-1636

六ヶ所再処理工場の事業指定変更申請『許可』に抗議する

7.29 市民団体が共同声明



第18回 原子力規制委員会

原子力規制庁担当官

同委員会ホームページ (委員会の動画や資料、寄せられたパブコメ文が見られます)

<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000566.html>

「アクティブ試験報告書」

審査は後回しと判断

抗議声明

原子力規制委員会は七月二九日、多くの論点を残したまま、六ヶ所再処理工場の事業指定変更申請書を正式に許可と決定しました。同委員会は延べ七五六件集まったパブリックコメントを公表しました。委員会では二名の委員から一般の人々の懸念は理解できる。多年にわたる原燃のトラブルは気になる」との発言がありました。

更田委員長は「再処理工場を動かす基準を審査した。ガラス固化がうまくゆかかどうかは事業者の問題であり後は経産大臣が責任を負う」と述べました。これは原子力規制委員会設置法の「専門的知見にもとぎ公正中立の立場から独立して職権を行使し、国民の生命、健康、財産の保護、環境の保全に資する」とする立場からは責任転嫁の発言と驚かされます。危険な事態を回避するためには再処理工場の廃止を必ずや実現させましょう。

核燃サイクル阻止一万人訴訟原告団 (青森県)

国際環境NGO FOE JAPAN (東京都)

原子力規制を監視する市民の会 (東京都)

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会 (大阪府)

本日、原子力規制委員会は、日本原燃が青森県六ヶ所村で建設中の再処理工場の事業指定変更申請に許可を下した。私たちはこれに強く抗議する。

声明文

(要約・小見出しは編集部)

放射性廃棄物の不適切管理が発覚した

六ヶ所再処理工場

アクティブ試験 (試運転) で生じた放射性廃棄物の不適切管理が発覚した。私たちはこの件で七月二一日に交渉をもつたが、現地事務所では毎日のように不適切情報があがっていることや、ガラス固化建屋内でずさんな管理が続けられていることが分かった。ガラス破片について、これがガラス固化槽融炉の構造的な欠陥により生じたことも明らかになった。ガラス固化は失敗に終わり、危険な高レベル廃液は固化出来ずにいまでも貯槽に保管されている。

ガラス固化の欠陥は安全上重要な基本設計

ガラス固化の構造的欠陥は安全上重要な基本設計に関わることであり、今回の審査の対象とすべきものであった。ところが規制委はアクティブ試験の評価を行わず、使用前事業者検査など、後段の規制に先送りしている。

日本原燃は「失敗の経験を重ねている

審査書の中で、日本原

燃は「アクティブ試験」における再処理施設の運転及び保守の経験を有している」とし、これを、日本原燃が「再処理の事業を的確に遂行するに足りる技術的能力」を有する根拠としているが、審査もせずこのような判断を下すことはできない。ガラス固化における相次ぐトラブルと日常的な保安規定違反、廃棄物のずさん管理等々、原燃の「経験」は、逆に、原燃に再処理工場を運用する技術的能力がないことを明らかにしている。

廃液に紛れ込んだ

未回収プルトニウムは
かなり多量と見られる

交渉ではプルトニウムの回収率や未回収分の管理状況について質したが、日仏協定の機微情報と位置づけられているとして明らかにされなかった。危険な核分裂物質についてずさんな管理が行われていたとしても私たちは実態を知ることすらできない。

福島事故サイト内タンク群のトリチウム量を過か

に上回る再処理汚染水

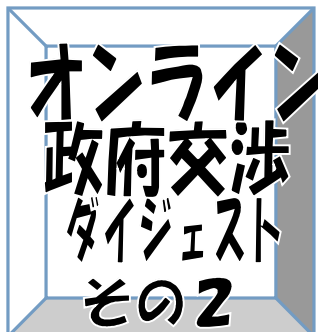
福島第一原発のサイト内のタンクに溜まる大量のトリチウムを含む汚染水について、国の海洋放出の方針に対し、漁業者をはじめ各地の人たちが反対の声を上げている。六ヶ所再処理工場が稼働すれば、これを大きく超えるレベルのトリチウムが海洋に出される。再処理工場の海洋放出では、原燃では定められている濃度限度を定めぬ基準によりトリチウムは高い濃度のまま、垂れ流しとなっている。

人が近づけば 即死の

危険な放射能量の廃液が溜まっている

再処理工場は、全国の原発から集めた使用済み燃料を硝酸で溶かし、プルトニウムとウランを回収する施設だが、日常的な放射能汚染に加えて、人が近づけないような高レベル廃液を生み出し、重大事故により、破局的な放射能汚染をもたらしかねない。

核燃料サイクルは既に



高レベル廃液に プルトニウム残存

質問書

二〇一五年第八九回適合審査会資料に高レベル廃液残留のプルトニウムデータが記載されている。このプルトニウムの質量と未回収率および臨界の可能性について聞きたい。

破綻している

そのうえ、もんじゅは廃炉が決まり、「核燃料サイクル」は破綻、国際的にも日本のプルトニウム保有に厳しい批判がある中、一〇兆円を超える巨費を投じてまで再処理工場を動かす意味は完全に失われている。

私たちは、今回の許可処分抗議すると共に、改めて再処理工場の許可の取り消しと再処理事業からの撤退を求める。

規制庁回答

廃液に薄くプルトニウムが残存して多少ともタンクやパイプに付着することは否定しない。しかし臨界を起す恐れはない。プルトニウムの質量や回収率についてフランスとの協定上、機微の情報であり公開できない。

◆福島瑞穂議員 未回収のプルトニウムがどれだけあるか開示すべきであり、日本のプルトニウム政策を判断するためにも必要ではないか？

◆規制庁 情報開示の制限はあるが、原燃の事業申請書には「ウラン・プルトニウムの回収率98.2%以上」とあり、アクティブ試験報告書でも「この性能を確認した」と公開している。

◆永田文夫さん 六ヶ所工場には高レベル廃液貯槽二基と不溶解残渣貯槽二基がある。プルトニウムの量を計算してみると、高レベル廃液貯槽一基に

一五キログラム、不溶解残渣貯槽一基には約二五キログラム。(「天恵の海」第二〇四号参照)合計八〇キログラム。八キロで原爆が出来る。また「原子炉級プルトニウム一キログラムは一八億人分の吸入限度」という。アクティブ試験

で核燃料が四二五ト処理され高レベル放射性廃液が生まれた。私達は九九・九%が回収されたと思つて来たが、約二割もの未回収プルトニウムがある。恐ろしいことである。平和国家日本で軍事機密のようになっている。再処理はやめるべきだ。

◆規制庁 プルトニウムの回収について厳しい計量管理をし国にもIAEAにも報告している。

法が定める再処理の技術的能力とアクティブ試験失敗の現実

質問書

原子力規制委員会は未だにアクティブ試験評価を行っておらず、日本原燃が、原子炉規制法第四四条にいう「再処理事業を遂行するに足る能力」を持っているか疑わしい。

規制庁回答

日本原燃は再処理について専門技術や経験を持っている集団である。

◆阪上武さん

日本原燃はアクティブ試験で「ガラス固化が出来ない」「天井レンガが落ちる」「白金族を剥離しなければならぬ」など工場の構造的、技術的欠陥に悩まされた。現段階でアクティ

ブ試験の評価は欠かせない。何故再処理について必要な技術と経験を有しているといえるのか？

◆山田清彦さん

原子力規制委員会は東海再処理工場の廃液を早く固化せよとしたのに、東海工場ではガラス固化が出来ない現状である。六ヶ所でも、もちろんできない。

◆規制庁

ガラス固化炉のトラブルの問題は炉の運用技術と教育訓練の問題となつている。今回は評価の入りの問題として切り分けて考えている。

◆福島瑞穂議員

再処理工場は何回も何回も延期延期で来た。高速増殖炉もんじゅも断念した。再処理も、もうこれ以上うまくゆかないと決断する時期と思う。やめたらよい。そのような検討はしていないのか？

危険な廃液が益々溜まる

司会 満田寛美さん

高レベル放射性廃液はこのまま溜まってるのに、工場の欠陥を放置して許可するのは、危険な廃液は益々溜まる。きちんと現実を見て評価し判断するべきである。